

岐 阜 県 公 報

第 二 千 百 五 十 六 号
平 成 二 十 二 年 六 月 十 五 日

(火曜日)

目 次

告 示

- 優良興行の推奨
(男女参画青少年課 四二一)
○家畜伝染病の発生
(畜産課 四二二)
- 林業用種苗生産事業者の登録の失効
(林政課 四二三)
- 保安林に指定する予定である旨の通知
(治山課 四二三)
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知
(同 四二三)

公 示

- 指定自立支援医療機関の指定
(保健医療課 四二四)
- 指定自立支援医療機関の変更届出
(同 四二四)
- 指定自立支援医療機関の指定辞退
(同 四二五)
- 落札者等に関する公示
(商工政策課 四二五)
- 土地改良事業の工事の完了
(農地計画課 四二六)
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
(建設政策課 四二六)
- 公共測量の終了
(用地課 四二八)

告 示

岐阜県告示第三百五十七号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第八条の規定により次のものを優良興行として推奨した。

平成二十二年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

1 推奨興行

種 類	映画
題 名	アソダソテ・稲の旋律
制 作	「アソダソテ・稲の旋律」製作委員会
配 給	有限会社岐阜教育映画センター

2 指定年月日

平成 22 年 6 月 15 日

3 内容及び推奨理由

主人公は、母親の強い希望から音楽の道を進むが、厳しい競争の中、次第に自信をなくしてゆく。対人恐怖症と引きこもりの主人公が、時間をかけてゆっくりと作物を育てる農業を通して、時には立ち止まったり後退したりしながらも、自らの命と心を再生していく姿を描いている。
本作品については、自然を愛し、芸術を尊び、心身を発達させること、人間的愛情を豊かにし、道義的心情を培うこと及び情操を高め、楽しみの中に豊かな人間愛を啓発することに役立つ内容を含むものであることから、中学生以上の青少年の健全育

一五八	合	山岡町森林組	恵那郡山岡町上手向五八四							
一五五	合	国府町森林組	高山市国府町広瀬町一二一七							
一六一	合	宮川村森林組	吉城郡宮川村林一四五							
一六六	合	板取村森林組	武儀郡板取村一六三〇―一							
一六七	合	大和町森林組	郡上市大和町徳永六七八―一							
一八三	合	美並村森林組	郡上市美並町白山七二五の三							

岐阜県告示第三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市富之保字雁曾礼中谷裏六四六九の一、六四七二、字雁曾礼中屋六四九五の一の二、六四九七、六四九八、字雁曾礼荒神洞六六六五の一、字雁曾礼釜ヶ洞六六七六の一、六六七六の二、下之保字北洞四八四九、四八五三・四八五四の一・四八五五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、洞戸栗原字前山四四八の一（次の図に示す部分に限る。）、四四八の二、四四八の三、洞戸高賀字上外戸一〇四九の一から一〇四九の五まで、一〇五〇、一〇五五、一〇五七、一〇五八の二、一〇五九の一、一〇五九の二、一〇六〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字雁曾礼中谷裏六四六九の一、六四七二、字雁曾礼中屋六四九五の一の二、六

四九七、六四九八、字雁曾礼荒神洞六六六五の一・字雁曾礼釜ヶ洞六六七六の一・六六七六の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字北洞四八四九、四八五三、四八五四の一、四八五五の一、字前山四四八の一から四四八の三まで、字上外戸一〇四九の一から一〇四九の五まで、一〇五〇、一〇五五、一〇五七、一〇五八の二、一〇五九の一、一〇五九の二、一〇六〇

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市久々野町有道字下平三三九の一から三三九の三まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

公 示

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
揖斐郡揖斐川町春日美東字古田四三八五の一〇四から四三八五の一〇六まで、上野字峰山二二七〇の八、二二七〇の九、谷汲岐礼字大榎谷一九六二、一九七四、志津山字水上谷六三一の一・六三一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○指定自立支援医療機関の指定
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
クルーズ薬局 岐南店	羽島郡岐南町八剣北四一八八	精神通院	平成三・六・一
ヒロミ薬局 広見店	可児市広見一五六二一一	精神通院	平成三・六・一

○指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	変 更 年 月 日
ライフファーマシー	岐阜市福光南町一四一一八	精神通院	平成三・五・九

○指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	年月日
ふくろう調剤薬局	美濃市殿町一三九六一五	精神通院	平成 三〇 年 四 月 三〇

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十二年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定職務の名称及び数量 「緑の分権改革」推進事業（岐阜市）一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第372号）第10条第1項第1号該当
令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成22年4月28日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜県岐阜市今沢町18番地
岐阜市 岐阜市長 細江茂光
- 6 契約金額 37,500,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県商工労働部商工政策課

(2) 所在地 岐阜市藪田南2丁目1番1号

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十二年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定職務の名称及び数量 「緑の分権改革」推進事業（美濃加茂市）一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当
令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成22年4月5日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1
美濃加茂市 美濃加茂市長 渡辺 直由
- 6 契約金額 45,000,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県商工労働部商工政策課
(2) 所在地 岐阜市藪田南2丁目1番1号

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十二年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定職務の名称及び数量 「緑の分権改革」推進事業（白川町）一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則

令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 10 条第 1 項第 1 号該当

4 契約の相手方を決定した日 平成 22 年 4 月 28 日

5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜県加茂郡白川町河岐 715 白川町 白川町長 今井良博

6 契約金額 45,000,000 円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県商工労働部商工政策課

(2) 所在地 岐阜市蘇田南 2 丁目 1 番 1 号

○土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
経営体育成基盤整備事業	田 鶴 境 地 区	平成一八・三・二二

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法 (昭和二十四年法律第九十号) 第二十九条第一項第四号 (廃業等) の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月日	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業

平成二十二年三月十五日	今村建築	今村忠弘	飛騨市古川町増島町一〇一	般十七一三二八六	建築工事業
平成二十二年三月十八日	株式会社波多野建設	代表取締役 野克美	中津川市中津川九二六番地の一	般十九一五二七	土木、とび・土工及びほ装工事業
平成二十二年三月十九日	株式会社伸幸土建	代表取締役 伊藤春樹	加茂郡八百津町伊岐津志三九一	般十九一七〇四	土木、とび・土工、管、ほ装、造園及び水道施設工事業
平成二十二年三月二十四日	渡辺工業株式会社	代表取締役 渡辺清	羽島郡笠松町田代天神一七六番地の三	般十八一〇四	板金工事業
平成二十二年三月二十四日	ムラセ建築	代表取締役 邨瀬宇三郎	岐阜市野一色五丁目一番八号	般十九一四九四	建築工事業
平成二十二年三月二十六日	小井戸建築	小井戸秋彦	高山市江名子町三〇〇六一五	般十九一七六一	建築工事業
平成二十二年三月二十六日	神工電気株式会社	代表取締役 白木宏和	飛騨市神岡町船津一九四五番地五	般十八一〇三八	鋼構造物工事業
平成二十二年三月三十一日	中谷造園	中谷一隆	飛騨市神岡町西一三二一番地三	般十九一五〇六五	土木、とび・土工及び造園工事業
平成二十二年四月二日	明智建設株式会社	代表取締役 安藤昌彦	恵那市明智町九八番地の二五	般十八一六三四	土木、とび・土工、ほ装、しゅんせつ及び水道施設工事業
平成二十二年四月二日	斐驪住宅建築	代表取締役 施徳一	飛騨市古川町高野二九五	般十七一三二八一	建築工事業
平成二十二年四月五日	仲井建築株式会社	仲井善雄	揖斐郡揖斐川町上南方一九五六の一	般十九一〇〇四四	建築工事業
平成二十二年四月五日	篠田建設株式会社	代表取締役 篠田	岐阜市入舟町三丁目三二番	般十八一三三三	建築工事業

平成二十 二年四月 十九日	株式会社 義孝	代表取締 役 田口 番地	高山市丹生川	特十九一	土木及び とび・土	平成二十 二年四月 二十六日	志賀建設 ス	代表取締 役 岩崎 隆司	岐阜市栗野西 の五	般十八一 〇一七四〇	とび・土 工事業
平成二十 二年四月 十九日	山田土建 株式会社	代表取締 役 加茂郡 東白川村 神土七八 番地	般十七一 三	般十七一 三	建築工 事業	平成二十 二年四月 二十六日	有有限会社 モノック	代表取締 役 井之口 卓義	本巣郡北方 町高屋伊勢 田一丁目五 〇番地	般十八一 〇一六〇五	建築工 事業
平成二十 二年四月 十六日	溝脇工務 店	溝脇幸雄	高山市朝日 町万石一二 三番地	般十七一 五	建築及び 大工工 事業	平成二十 二年四月 二十三日	大井林産 株式会社	恒治	飛騨市古川 町若宮一丁 目五番四八 号	般十八一 九五〇〇八	建築工 事業
平成二十 二年四月 十四日	株式会社 宮京木工	代表取締 役 森芳	美濃市一八 七七番地	〇〇一	建具工 事業	平成二十 二年四月 二十三日	昭和商事 株式会社	代表取締 役 村瀬 恒治	岐阜市香蘭 一丁目一番 地	般二十一 一〇一四一	土木、と び・土工 及び水道 施設工事 業
平成二十 二年四月 十四日	永家工業 株式会社	代表取締 役 永家 雅司	高山市松本 町二六九番 地	特十七一 二七七八	土木、建 築、とび ・土工、 鋼構造物 及び水道 施設工事 業	平成二十 二年四月 二十一日	大野建築 株式会社	代表取締 役 大野 国光	美濃市片知 一丁目二九 二番地	般十七一 一〇五八〇	建築工 事業
平成二十 二年四月 十四日	紀州建設	戸田豊和	安八郡安八 町西結二八 八五番地	般十八一 二〇三四八	とび・土 工事業	平成二十 二年四月 二十一日	川口組	代表取締 役 川口 治美	大垣市高 渕三丁目六 三番地	般十八一 一〇三七	建築及 び大工工 事業
平成二十 二年四月 十二日	株式会社 松居組	代表取締 役 松居 英雄	揖斐郡池田 町藤代四三 一番地の一 八	般十九一 一〇二九一	建築工 事業	平成二十 二年四月 二十一日	竹豊電気 会社	竹中敏郎	瑞穂市本 田二丁目一 四四一六番 地	般十八一 九六二九	電気工 事業
平成二十 二年四月 九日	三島建具 店	三島義充	大野郡白川 村荻町九〇	般十八一 一〇六六	建築及び 建具工 事業	平成二十 二年四月 二十一日	斐太木材 工業株式 会社	代表取締 役 武右 衛門	高山市国 府町広瀬 町八七一 番地	般十八一 三〇三二	建築及 びとび・土 工事業
平成二十 二年四月 八日	日章産業 株式会社	代表取締 役 渡邊 圭子	多治見市栄 町一丁目六 番地	特十八一 四六二七	造園工 事業	平成二十 二年四月 二十一日	株式会社 丸竹建設	代表取締 役 竹中 義秋	養老郡養 老町下笠 一七三六番 地の一	般十八一 二〇〇八四	管工 事業
平成二十 二年四月 七日	古川工業	古川智春	本巣市上真 桑五七三一 八	般二十一 一〇二一五	土木、と び・土工、 ほ装及び 水道施設 工事 業	平成二十 二年四月 二十日	株式会社 大藤建設	代表取締 役 伊藤 勲	海津市南 濃町志津 九〇一番 地の七	般十七一 一四四六七	管工 事業
平成二十 二年四月 五日	有限会社 美坂建設	山本善信	高山市桐生 町三丁目五 五番地	般十七一 二〇〇三	土木、建 築、大工、 とび・土工 及び内 装仕上工 事業	平成二十 二年四月 二十日	株式会社 エナ重機	代表取締 役 田口 優一	恵那市大 井町一丁 目二〇一 九番地	般十七一 八九三一	土木及 び造園工 事業
平成二十 二年四月 五日	株式会社 マルキ大 共建設	代表取締 役 市橋 浩二	岐阜市菅生 一丁目九番 一〇一 号	般十七一 一五四二〇	土木工 事業	平成二十 二年四月 二十日	タナカ技 建	代表取締 役 田中 慶蔵	町桐山八 〇〇番地	〇七四 七	工工 事業
平成二十 二年四月 五日	有限会社 有坂建設	代表取締 役 市橋 浩二	岐阜市菅生 一丁目九番 一〇一 号	般十七一 一五四二〇	土木工 事業	平成二十 二年四月 二十日	株式会社 エナ重機	代表取締 役 田口 優一	恵那市大 井町一丁 目二〇一 九番地	般十七一 八九三一	土木及 び造園工 事業
平成二十 二年四月 五日	有限会社 有坂建設	代表取締 役 市橋 浩二	岐阜市菅生 一丁目九番 一〇一 号	般十七一 一五四二〇	土木工 事業	平成二十 二年四月 二十日	株式会社 エナ重機	代表取締 役 田口 優一	恵那市大 井町一丁 目二〇一 九番地	般十七一 八九三一	土木及 び造園工 事業

二十七日	山本鉄筋	山本昌典	高山市石浦町 八―六七	般二十一― 〇〇五二一	鉄筋工事業
平成二十二年四月三十日	有限会社 山崎建設 工業	代表取締役 役 水畑 英夫	高山市八幡町 九三番地の一	般十七―二 四八八	造園工事業
平成二十二年五月六日	株式会社 トキワ	代表取締役 役 曾我 尚之	中津川市茄子 川一六八三― 一四一八	般十七―七 〇〇一五八	建築工事業
平成二十二年五月七日	飛州土木 株式会社	代表取締役 役 今井 和秋	下呂市萩原町 上村五一〇番 地	般十七―一 五二〇九	管工事業
平成二十二年五月十八日	岡田建設	岡田善弘	高山市下岡本 町二九一二― 一一	般十七―八 七二三	建築及び大工工 業
平成二十二年五月十九日	黒田建設 株式会社	代表取締役 役 黒田 英嗣	本巣市根尾大 井一〇〇三番 地	般・特十七 ―二一四〇	土木、とび・土工、 管、ほ装及び水道 施設工事業

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（平成二十一年度木曾川上流河川管理測量）

三 作業期間

平成二十一年十二月十五日から
同 二十二年三月二十三日まで

四 作業地域

大垣市及び養老郡養老町（揖斐川（牧田川）右岸堤河川距離標〇・〇キロポストから十五・六キロポスト地域及び同左岸堤河川距離標〇・〇キロポストから十五・六キロポスト地域）、（揖斐川（杭瀬川）右岸堤河川距離標〇・〇キロポストから六・六キロポスト地域及び同左岸堤河川距離標〇・〇キロポストから六・六キロポスト地域）
地内

平成二十二年六月十五日発行

発行者 岐阜県庁

岐阜市藪田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一―一

ブイ・アール・テクノセンター